平成２１年（再）第２号
青森県五所川原市字下平井町182番地１
再生債務者　野呂　尚司
１　決定年月日時　平成21年９月30日午後４時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成21年11月２日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成21年12月17日から平成22年１月６日まで
青森地方裁判所民事部

平成２１年（再）第３号
青森県五所川原市字下平井町189番地
再生債務者　野呂　敏子
１　決定年月日時　平成21年９月30日午後４時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成21年11月２日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成21年12月17日から平成22年１月６日まで
青森地方裁判所民事部

平成２１年（再）第１号
福島県郡山市田村町金屋字新家16番地
再生債務者　日ノ出工機株式会社
１　決定年月日時　平成21年10月１日午後１時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成21年11月16日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成21年12月28日から平成22年１月８日まで
福島地方裁判所郡山支部

平成２１年（再）第２号
富山県高岡市常国335番地の１
再生債務者　共栄運輸株式会社
代表者代表取締役　石田　　稔
１　決定年月日時　平成21年10月１日午後１時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成21年11月13日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成22年１月６日から平成22年１月20日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２１年（再）第４８号
大阪市福島区鷺洲５丁目９番25号
再生債務者　株式会社アイ・ワン
１　決定年月日時　平成21年10月１日午後５時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成21年11月５日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成21年12月７日から平成21年12月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（再）第１号
広島県三原市本郷町善入寺64番地の31
再生債務者　広島エアポートビレッジ開発株式会社
１　決定年月日時　平成21年10月１日午後３時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成21年10月29日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成21年11月26日から平成21年12月10日まで
広島地方裁判所尾道支部

再生債権の特別調査期間

平成２１年（再）第３３号
大阪市住之江区西住之江１丁目10番１号
再生債務者　株式会社タカダ
特別調査期間　平成21年10月26日から平成21年10月28日まで
平成21年10月２日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（再）第４号
愛媛県四国中央市川之江町長須222番地の２
再生債務者　タック化成株式会社
特別調査期間　平成21年10月20日から平成21年10月27日まで
平成21年10月２日
高松地方裁判所民事部破産・再生係

再生手続による債権者集会招集

平成２０年（再）第４号
福岡県八女市酒井田38番地の１
再生債務者　有限会社イリベッカム企画
１　期日　平成21年11月10日午前11時
２　会議の目的　再生計画案の審理及び決議
平成21年９月29日
福岡地方裁判所久留米支部

平成２１年（再）第４号
北九州市八幡西区田町１丁目１番22号
再生債務者　株式会社八幡ハイキャスト
１　期日　平成21年11月27日午後１時30分
２　会議の目的　再生計画案の審理及び決議
平成21年10月２日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２１年（再）第１号
栃木県小山市大字横倉新田470番地12
再生債務者　谷島精機株式会社
１　決議に付する計画案　平成21年７月２日付け再生債務者提出の再生計画案
２　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
３　債権者集会
⑴　期日　平成21年11月13日午後１時30分
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
４　書面投票期間　平成21年11月６日まで
平成21年９月25日
宇都宮地方裁判所第１民事部

再生計画認可

平成２１年（再）第３１号
大阪府富田林市喜志町３丁目４番27号
再生債務者　茄子びこと　寺田　弘美
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に定める事由はない。
平成21年９月30日
大阪地方裁判所第６民事部

再生手続終結

平成１８年（再）第９号
兵庫県加東市高岡528番地の１、申立時の本店大阪市淀川区宮原１丁目19番23号
再生債務者　東播商事株式会社
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画認可の決定が確定した後３年が経過した。
平成21年10月２日
大阪地方裁判所第６民事部

再生手続廃止及び保全管理命令

平成１９年（再）第１号
青森県弘前市大字駅前町９番地20
再生債務者　株式会社弘前再開発ビル
１　主文　本件再生手続を廃止する。
保全管理人による管理を命ずる。
２　保全管理人　青森市長島２丁目８番１号　となんビルアネックス長島１階　祐川・岩谷法律事務所　弁護士　坂　　正俊
３　再生債務者の常務に属する行為のうち、保全管理人が次に掲げる行為をするには、当裁判所の許可を得なければならない。
平成21年10月２日までの原因に基づいて生じた債務の弁済
４　保全管理人は、その職務の遂行状況並びにその管理する財産の状況及び収支の状況について、当裁判所の求めに応じ、随時報告しなければならない。
５　廃止の理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法194条に定める事由がある。
平成21年10月２日　青森地方裁判所弘前支部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２１年（再イ）第２０７号
千葉県八千代市高津832番地１　高津団地６街区３棟101号
再生債務者　佐藤　久志
１　決定年月日時　平成21年10月１日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成21年10月22日まで
４　一般異議申述期間　平成21年11月５日から平成21年11月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（再イ）第２４２号
千葉県船橋市東船橋３丁目40番５―208号
再生債務者　飯田　正人
１　決定年月日時　平成21年10月１日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成21年10月22日まで
４　一般異議申述期間　平成21年11月５日から平成21年11月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（再イ）第５１号
北海道苫小牧市字錦岡573番地の68
再生債務者　横川知栄子
１　決定年月日時　平成21年10月２日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成21年10月23日まで
４　一般異議申述期間　平成21年11月６日から平成21年11月13日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部